

随意契約に付する理由書

工事名：大阪府港警察署空調用煙道改修工事

本工事は大阪府港警察署に設置されている吸収式冷温水機の煙道を改修する工事を行うものです。当該煙道にアスベストの含有が確認され、全館空調稼働させるとアスベストの飛散の可能性があるため、現在空調を使用することができません。

近年の温暖化の影響もあり、夏までに修繕を行わなければ港警察署での熱中症等のリスクが高くなることが考えられるので、早急に修繕を行う必要があります。

早期に修繕し、機能回復を図るため、現場調査の簡略化及び煙道の早期手配が不可欠となりますが、奥田商工株式会社は当該煙道のアスベスト調査を実施し、現場確認を行っていることから、本契約に係る事前の現場調査を簡略化でき、かつ煙道の早期手配が可能な唯一な事業者です。

また、吸収式冷温水機の更新についても、昨年度奥田商工株式会社と工事請負契約を締結しており、本契約と密接に関連する付帯的な工事となることから、現地調査が不要となり、工期の短縮につながり、かつ経費の節減が可能です。

以上の理由から、奥田商工株式会社に見積書を徴収したところ、価格も適正と思われますので、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第10号により比較見積を省略するものです。